

# ホームページの新規作成・変更 テレワークに係る機器購入 出前代行サービスの初期費用等

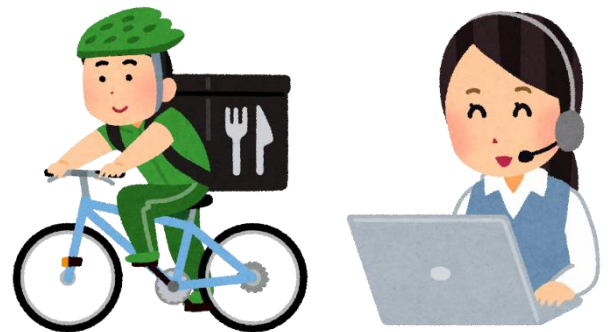
自分のお店のホームページを作りたい！

テレワークに必要な機器を購入したい！

インターネット出前代行サービスを利用したい！

一部を助成します！

◇補助率 10/10◇ 上限 10万円



中小企業者の販路開拓や情報発信のためのホームページ作成やテレワークに係る機器導入費用、出前代行サービスに係る初期費用等を支援します！

対象者	市内中小企業者、市内中小企業者によって組織された商工団体（商店会等）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの新規作成</li> <li>・ホームページの変更（大幅な変更に限る） 例：全面リニューアル、外国語への対応、EC サイト（ネットショップ）構築</li> <li>・テレワークなどの業務改善に係る機器の導入</li> <li>・出前代行サービスに係る初期費用</li> </ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成又は変更委託費用</li> <li>・ホームページ作成ソフトウェア及び書籍購入に係る費用</li> <li>・ホームページ作成に係る研修等受講料、専門家謝金</li> <li>・ドメイン新規取得費用</li> <li>・サーバー利用に係る初期費用</li> <li>・日本語から外国語への翻訳経費</li> <li>・テレワークやウェブ会議等に必要な機器等の購入費用</li> <li>・インターネット出前代行サービスに係る初期登録費用</li> </ul>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信経費</li> <li>・ホームページ維持管理費用（ドメイン維持費・サーバー維持費）</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成の場合、必ず作成前に申請してください</li> <li>・作成するホームページが、他の主催するウェブサイト（ショッピングサイト、ブログサイト、飲食店紹介サイト等）の一部ではないこと</li> <li>・作成するホームページに企業情報（所在地・連絡先・事業内容等）の掲載があること</li> </ul>
手続き方法	裏面「助成金交付の流れ」参照

※裏面に続きます

# ◇◇◇ 助成金交付の流れ ◇◇◇



## 交付申請

以下の書類を市に提出し、助成金の交付申請を行ってください。

ホームページ作成の場合、必ず作成前に申請してください

- ① 助成金交付申請書
- ② 添付書類
  - ・ 事業計画書
  - ・ 助成対象経費を確認する書類（見積書の写し、品名・金額・内容等の記載のある印刷物等）
  - ・ 会社案内
  - ・ 団体規約及び会員名簿（商工団体の場合）
  - ・ 変更前のホームページを印刷したもの（変更の場合）



## 交付決定

書類を審査し、助成を決定した場合「助成金交付決定通知書」を送付します。



## 対象事業の開始

ホームページの作成、機器購入等の事業を開始してください。



## 実績報告

以下の書類を市に提出し、事業完了の報告を行ってください。

- ① 助成金実績報告書
- ② 添付書類
  - ・ 事業報告書
  - ・ 助成対象経費に係る領収書の写し
  - ・ 作成したホームページを印刷したもの（新規作成の場合）
  - ・ 変更後のホームページを印刷したもの（変更の場合）
  - ・ 購入機器が確認できるもの（写真、カタログ等）



## 助成金額の確定

書類を審査し、助成金の額を確定し、「助成金確定通知書」を送付します。



## 助成金請求

「助成金請求書兼振込依頼書」を提出してください。



## 助成金交付

指定された口座に助成金を振り込みます。

※申請書等の様式は、羽村市公式サイトからダウンロードできます。

<お問い合わせ>

羽村市 産業環境部 産業振興課 商工観光係

TEL 042-555-1111（内線656・657）

E-mail s206000@city.hamura.tokyo.jp



羽村市公式サイト  
QRコード